

地方公共団体における個人情報保護条例改正の動き —長野県を例として—

高 橋 雅 夫

目 次

I はじめに

II 個人情報保護法制と地方公共団体

- 1 個人情報保護法における地方公共団体関連規定
- 2 行政機関個人情報保護法の改正点

III 長野県における個人情報保護の動き

- 1 個人情報保護対策に関する総務省政策統括官通知
- 2 長野県個人情報保護条例の改正に関する意見書〔中間報告〕

IV おわりに

注

I はじめに

情報化社会といわれる現代にあって、個人情報に関する漠たる不安は増大しつつあるようと思われる。例えば、長野県では情報公開条例に基づいてなされた情報公開請求において、請求者の名前、住所、電話番号などの個人情報が、インターネット上で掲載されるという事件が起こっている¹⁾。

内閣府個人情報保護世論調査²⁾では、このような個人情報に関する国民の不安が明らかにされている。

この調査は、個人情報保護に関する国民の意識を把握し今後の施策の参考とすることを目的として、平成15年9月25日から10月5日に、全国20歳以上の3000人を対象に行なわれ、有効回収数は2126人(70.9%)であった。

個人情報の取扱いに対する懸念は、次のような設問に対する回答に現れていると思われる。まず、「最近個人情報の利用に関係したプライバシー侵害が増えたと思うか」という設問に対して、「そう思う」と答えた者の割合が62.7%で、「そうは思わない」と答えた者の割合は20.8%となっている。また、「将来個人情報の利用に関係したプライバシー侵害が増えだと思うか」という設問に対しては、「多くなりそうだ」とする者の割合が78.4%（「現在よりもかなり多くなりそうだ」43.8%+「現在よりも多少多くなりそうだ」34.6%）、「現在と変わらないだろう」と答えた者の割合が12.2%、「減るだろう」とする者の割合が1.6%（「現在よりも多少減るだろう」1.4%+「現在よりもかなり減るだろう」0.2%）となっている。

これらの回答から個人情報の取扱いについては、多くの国民が将来にわたって何らかの懸念を持っていると言って良いであろう。そして、より具体的に、行政機関や民間事業者の個人情報の取扱いに対する不安として挙げられた各項目については、次のような回答がなされている。

①コンピュータのミス（金額や料金などについての自分に関する情報がコンピュータのミスによって間違って処理されているのではないかと不安を感じことがあるか）

「感じる」とする者の割合が58.4%（「強く感じる」16.7%+「ある程度感じる」41.7%）、「感じない」とする者の割合が37.7%（「あまり感じない」27.3%+「ほとんど感じない」10.3%）となっている。

②承認した目的以外の利用（自分に関する情報は自分が承認していた目的以外に利用されているのではないかと不安を感じことがあるか）

「感じる」とする者の割合が66.0%（「強く感じる」23.2%+「ある程度感じる」42.8%）、「感じない」とする者の割合が30.1%（「あまり感じない」20.8%+「ほとんど感じない」9.3%）となっている。

③情報の洩れ（自分に関する情報が本人の承諾なしに洩らされているのではないかと不安を感じことがあるか）

「感じる」とする者の割合が69.0%（「強く感じる」27.3%+「ある程度感じる」41.7%）、「感じない」とする者の割合が27.0%（「あまり感じない」18.1%+「ほとんど感じない」8.9%）となっている。

④知らない間の情報収集（自分の知らない間に自分に関する情報が集められているのではないかと不安を感じことがあるか）

「感じる」とする者の割合が61.4%（「強く感じる」23.6%+「ある程度感じる」37.8%）、「感じない」とする者の割合が34.1%（「あまり感じない」23.4%+「ほとんど感じない」10.7%）となっている。

このような個人情報に係る問題に対処するために、国レベルでは平成15年に「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」（以下、「個人情報保護法」という。）をはじめとした個人情報保護関係5法が成立した。また地方公共団体レベルでは、これまでも独自に条例を制定し個人情報の保護を図ってきている。これらの国・地方各レベルにおける個人情報の取扱いに関する規律が、わが国の個人情報保護法制を形成している。

そして、個人情報保護法の規定に適合するように、個人情報保護条例もその規定の見直しが求められている。本稿では、そのような個人情報保護に関する地方公共団体の動きとして、長野県の例を紹介し、地方公共団体における個人情報保護への取り組みの一端を明らかにしたいと思う。その前提として、まず個人情報保護法制と地方公共団体の関係についてみるとこととする。

II 個人情報保護法制と地方公共団体

個人情報保護法とともに成立した、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、「行政機関個人情報保護法」という。）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「情報公開・個人情報保護審査会法」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の個人情報保護関係5法の中で、ここでは主に個人情報保護法と地方公共団体との関係及び行政機関個人情報保護法の改正点を瞥見する。

1 個人情報保護法における地方公共団体関連規定

個人情報保護法は、個人情報保護法制の中では、いわば基本法的な位置づけを与えられているといえる³⁾。行政機関個人情報保護法等の個人情報保護関係法のみならず、各地方公共団体の施策に対してもその指針を与えるものである。

個人情報保護法の目的は、以下に規定される通りである。「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」（1条）。

この目的規定から明らかなように、国だけではなく地方公共団体もこの法律の射程に入ることが求められているのである。本法の主たる目的が「個人の権利利益の保護」にあることは言を俟たないところではあるが、「個人情報の有用性」について言及されているこ

とが着目される。この「有用性」という視点は従来の個人情報保護条例においては正面から捉えられてこなかったように思われる⁴⁾。したがって、個人情報保護法成立に伴う条例の見直しにおいては、この「有用性」についての配慮が論点の1つとして挙げられよう⁵⁾。具体的にはオンライン結合の可否などが問題とされよう。

そして本法が規律するのは、国・地方公共団体という公的部門と個人情報事業者という民間部門の双方ということも本条から明らかであろう。

それでは本法の下で、地方公共団体と国とはどのような関係に立つのであろうか。個人情報の保護における地方公共団体の責務については、次のように規定される。「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」(5条)。一方、国の責務については、「国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。」(4条)と規定されている。

国・地方の責務についてのこのような対比的な規定で強調されているように、地方公共団体は「区域の特性に応じて」個人情報の保護を行うことが望まれている。

そして政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るための、個人情報の保護に関する基本方針に「地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項」を定めなければならないとされる(7条2項3号)。さらに「国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るために指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。」(8条)として、国による地方公共団体への支援が規定されるのである。

情報の流通が電子化されて行われる現状を踏まえると、1つの区域を越えて整合的な規律が求められることは明らかであろう。したがって個人情報の保護にあっては、国と地方公共団体の協力が不可欠となる。そのため、「国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、……個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。」(10条)とされるのであり、また「国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力する」(14条)ことが求められるのである。

具体的な地方公共団体の施策として、まず、「地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」(11条)。本条は、国が保有する情報の取扱いについて規定する6条と同様の規定となっている。すでに触れたように、国と地方公共団体の施策は整合的であることが求められることから、公的部門が一体となった規律に服することが望ましい。したがって、後述する行政機関個人情報保護法における規定と条例の規定との整合性を考えなければならないであろう⁶⁾。

地方公共団体の個人情報保護に係る施策に関して確認しておかねばならないことは、次の指摘であろう。すなわち、「情報公開制度の場合（市町村→都道府県→国という順で重要な情報を保有しているのは事実である）と異なり、個人情報保護制度の場合には、そ

の逆の順で、身近な基礎的自治体ほど住民の人格的利益に係わる個人情報を多く保有しているという事実があることを重くみる必要があろう。⁷⁾」という指摘である。個人情報保護において地方公共団体が果たす役割は、どれほど強調しても強調しすぎるということはないと思われる。

本法はさらに、区域内の事業者等への支援として「地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(12条)と定めるほか、苦情の処理のあっせん等について「地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」(13条)としている。

このほか本法は、51条で「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。」と規定し、国の事務を地方公共団体の自治事務として処理することを認めている⁸⁾。

2 行政機関個人情報保護法の改正点⁹⁾

行政機関個人情報保護法は、昭和63年に制定された「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を全面的に改正したものである。ここでは個人情報保護条例の改正と関連した改正点について整理を行っておく。

①対象機関（2条1項）

内閣以外の行政機関が対象機関の範囲内に入る。

②対象個人情報（2条3項）

電子計算機処理情報からいわゆるマニュアル情報へ拡大された。

③個人情報の保有の制限（3条）

利用目的の変更の制限が加わる。

④安全確保の措置（6条）

努力義務規定から義務規定へ改正される。

⑤開示請求権（12条）

開示請求対象情報が行政機関に保有される個人情報へ拡大され、医療情報・教育情報についても適用除外としない。

⑥訂正請求権（27条）

「訂正等の申出」から権利として位置づける。

⑦利用停止等の請求権（36条）

今回の改正により新設される。

⑧不服審査制度（42条）

開示決定等に不服申立てがなされた際に、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が義務づけられる。

III 長野県における個人情報保護条例改正の動き

個人情報保護に対する住民の関心の高まり、あるいは個人情報保護に対する行政の配慮の広がりは、多くの行政分野において見られるようになってきている。例えば、防災計画との関連で長野県は「障害者等防災・避難マニュアル策定指針」を設けているが、その指針の中でも、個人情報の取扱いに関する項目が置かれていることなどが注目される¹⁰⁾。

地方公共団体の個人情報保護において中心的な役割を果たす個人情報保護条例は、長野県では平成3年3月に制定され、その後数次の改正が行われてきた。そして今回個人情報保護法の成立に伴い、条例の大幅な見直し作業が現在進められているところである。

1 個人情報保護対策に関する総務省政策統括官通知

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の成立を受けて、総務省は各都道府県知事及び各指定都市市長宛に「地方公共団体における個人情報保護対策について¹¹⁾」という通知を行っている。当該通知中に「個人情報保護条例の制定又は見直しに当たっての留意事項」という項目が設けられている。各留意事項とその概要は次の通りである。

①保護の対象とすべき個人情報の処理形態

個人情報保護条例における保護の対象として、電子計算機処理に係る個人情報だけでなく、「マニュアル処理」(手作業処理)に係る個人情報についても加えることの必要性

②個人情報保護条例の対象機関の範囲

個人情報保護条例における実施機関の範囲の拡大

③自己情報の開示・訂正等・利用停止に関する規定

(1) 自己情報の開示請求権

地方公共団体が保有する個人情報について、原則として本人がその存在及び内容を確認できるようにすることの必要性

(2) 自己情報の訂正等の請求権

開示請求により開示を受けた者について、自己情報の訂正等の請求を行うことを認めることの必要性

(3) 目的外利用等の際の利用停止請求権

許容限度を超えた個人情報の目的外での利用又は外部提供が行われている場合、個人情報の取得が適正な方法で行われなかった場合等に、開示請求により開示を受けた者が、自己情報の利用の停止、消去又は提供の停止の請求を行うことを認めることの必要性

④外部委託に関する規制

個人情報の取扱いを外部に委託しようとする場合に、委託先において個人情報の漏えい等の問題が生じないようあらかじめ適切な措置を講じておくことの必要性

⑤救済措置

(1) 不服申立て

自己情報の開示請求等に係る処分に不服がある者からの不服申立てがあったときに、

当該不服申立てに対する裁決又は決定に当たって、実施機関が審査会等の付属機関に諮詢しなければならない旨の規定を置くことの必要性

(2) 苦情処理

個人情報保護に関しては、不服申立てや訴訟によるよりも、苦情処理によって問題の解決を図る方が適切な場合が多いと考えられるため、住民からの苦情に迅速・公正・柔軟に対応するための制度を設けることの必要性

⑥罰則

行政機関個人情報保護法同様の罰則を、個人情報保護条例に設けることの必要性

⑦いわゆる「オンライン禁止規定」について

ネットワークを利用した情報処理がIT社会の実現に向けて不可欠であることに鑑み、個人情報保護条例において一律にオンライン結合を禁止している場合にその早急な見直しの必要性。

以上の各留意事項は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の規定と各地方公共団体の個人情報保護条例との整合性を図ることが望ましいと思われる事項を中心に立てられている。しかし、これらの留意事項を各地方公共団体において検討を加える際には、これまでの個人情報保護条例の運用状況等を踏まえたものとなるであろうし、電子自治体の構築という観点から、地方公共団体における一貫した情報政策の確立を図ることも求められることとなろう。

2 長野県個人情報保護条例の改正に関する意見書〔中間報告〕

(1) 個人情報保護条例改正に関する意見募集

個人情報保護法成立後の動きを受けて、長野県においても個人情報保護条例の見直しを始めている。長野県では、個人情報保護審査会（以下、「審査会」という。）による条例改正の検討に先立ち、平成15年12月16日から平成16年1月6日にかけて、住民に対して個人情報保護条例改正について広く意見募集を行っている。意見募集においては、概ね総務省政策統括官通知において示された項目に沿って検討項目が掲げられているが、情報公開条例との関連で立てられた項目もあり、今回の改正を機に県の情報管理・情報政策の整合性を図ろうとする姿勢が窺えよう。

審査会は主にこの意見募集において掲げられた項目について検討を加えており、長野県の考えている改正点についても整理されていると思われるので、条例改正の意見募集の項目を多少長くなるが以下に引用する¹²⁾。

検討項目1 実施機関について

1 現況

現行の条例では、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者を実施期間としており、議会と公安委員会・警察本部長は含まれていません。（条例第2条）

2 想定される検討事項

実施機関の範囲について

- ・実施機関に議会を加えるか
- ・実施機関に公安委員会・警察本部長を加えるか

検討項目2 開示請求者の範囲について

1 現況

現行の条例で開示請求のできる者として規定しているのは、本人と本人が未成年者又は成年被後見人である場合の法定代理人のみです。

また、死者に関する情報については、特に規定を設けていませんが、その情報が相続人等生存者の個人情報でもある場合に開示請求を認めています。(条例第11条)

2 想定される検討事項

①死者の個人情報の開示請求について

- ・開示請求をすることができる相続人や遺族等の範囲
- ・相続人や遺族等開示請求をすることができる者について、明文の規定とするか運用によるか

②任意代理人の開示請求について

- ・弁護士による開示請求等任意代理人による開示請求を認めるか

③法定代理人による未成年者の個人情報の開示請求について

- ・個人情報を開示すると未成年者本人の不利益となる場合の取扱い

検討項目3 個人情報の適切な取得・管理について

1 現況

現行の条例では、①収集の制限と②安全性及び正確性の確保の規定を設けています。

①収集の制限規定では、個人情報を収集するときは、事務の範囲内で保有する目的を明確にして収集しなければならないことや、原則として本人から収集しなければならないことを定めるほか、思想、信条といったいわゆるセンシティブ情報の収集制限を定めています。(条例第6条)

②安全性及び正確性の確保の規定では、個人情報の漏えい、滅失、損傷の防止についての措置を講ずることや必要な範囲で正確なものに保つ義務について定めています。(条例第7条)

2 想定される検討事項

①利用目的の変更について

- ・利用目的の変更を認める規定を設けるか
- ・利用目的の変更を認める場合の利用制限

②利用目的の明示について

- ・利用目的の明示は本人から個人情報を収集する場合に限るか
- ・例外として利用目的を明示しなくてもよい具体的なケース

③オンライン結合について

- ・オンライン結合を制限する規定を設けるか

④センシティブ情報について

- ・センシティブ情報の定義や収集の制限に関する規定を設けるか

検討項目4 個人情報の保有目的以外の利用・提供について

1 現況

現行の条例では、個人情報の保有目的以外の目的のために実施機関内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供することを原則として禁止していますが、例外として以下の場合には、目的外利用・提供ができることとなっています。(条例第8条)

- ①法令等の規定によるとき
- ②本人の同意があるとき又は本人に提供するとき
- ③行政機関が利用・提供することについて相当の理由があるとき
- ④①から③以外で利用・提供することについて特別な理由があるとき

2 想定される検討事項

- ①第三者機関のチェックについて
 - ・目的外利用・提供を行う場合に個人情報保護審査会の審議を経ることとするか
 - ・「相当な理由」と「特別な理由」の具体的運用基準
- ②提供を受ける相手方の対応について
 - ・提供を受ける相手方に対する個人情報の適正な管理に関する措置

検討項目5 個人情報の取扱いを外部に委託する場合について

1 現況

現行の条例では、実施機関が個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託するときは、受託者に対して、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるなどを義務づけています。(条例第9条)

2 想定される検討事項

- 措置要求の内容について
 - ・受託者に対し措置を求める場合の実効性のある個人情報保護対策の内容

検討項目6 自己情報開示請求、訂正請求、利用停止請求について

1 現況

現行の条例では、自己情報開示と訂正につきましては、請求権として規定していますが、利用停止につきましては、請求権として規定せず申出にとどめています。

また、現行の条例では裁量的開示の規定を設けていませんが、情報公開条例と個人情報保護法では規定しています。(条例第11条～第22条)

2 想定される検討事項

- ①開示決定の失効期間について
 - ・開示請求者が開示決定を受けた後一定期間内に開示を受けなければならない旨の規定を設けるか
- ②非開示情報について
 - ・情報公開条例との整合性を図るべきか
- ③裁量的開示規定について
 - ・非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときに開示できる旨の規定を設けるか
- ④訂正請求について
 - ・訂正請求が容認された場合の既に行われた処分の取扱い

- ・訂正請求を拒むことができる規定を設けるか
 - ・訂正請求に係る事実が確認できない場合の取扱い
- ⑤利用停止請求について
- ・利用停止を請求権として規定するか
 - ・利用停止請求が容認された場合の既に行われた処分の取扱い
 - ・外部提供が行われているときに、利用停止請求が容認された場合の取扱い

検討項目7 事業者の保有する個人情報の保護について

1 現況

現行の条例では、事業者が個人情報を不適切に取り扱っている場合には、知事が資料の提出要求や是正の勧告等ができる規定となっています。(条例第27条～第32条)

2 想定される検討事項

①事業者の規制について

- ・個人情報保護に関する法律に個人情報取扱事業者に関する規定が設けられたことから、条例の規定を存続させる必要があるか

②県出資法人等の個人情報保護対策に関する規定を設けるか

検討項目8 罰則について

1 現況

現行の条例では、審査会の委員が職務上知り得た秘密を漏らした場合に、罰則を規定します。(条例第35条)

実施機関の職員が、職務上知り得た秘密を漏らした場合には、地方公務員法の規定により罰せられます。

2 想定される検討事項

罰則規定について

- ・実施期間の職員及び受託業務の従事者に関し、業務上知り得た個人情報を濫用したとき等の罰則を設けるか
- ・偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者について罰則を設けるか

検討項目9 大量請求等の取扱いについて

1 現況

情報公開条例では、「適正な請求及び使用」についての規定を設けて、行政の事務・事業の遂行に著しい支障を与えることを目的とした大量の公文書公開請求等を行うべきではないことを請求者に義務づけていますが、現行の個人情報保護条例では、そのような規定は設けていません。

しかし、現実には、特定の個人から多くの関係機関が保有する大量の文書の開示請求や、少しずつ内容を変えた反復的請求などが次々となされ、期間の延長等により対応しているものの、行政の事務の遂行に著しい支障を及ぼすなど対応に苦慮しています。

2 想定される検討事項

大量請求等に関する規定について

- ・情報公開条例のような「適正な請求」についての規定を設けるか

- ・特定のケースの場合に自己情報開示請求を拒める旨の規定を設けるか
-

(2) 「長野県個人情報保護条例の改正に関する意見書〔中間報告〕¹³⁾」

審査会における条例改正の検討は、上記の項目にとらわれず審査会が必要であろうと考える事項についてもなされている。具体的に項目として挙げられているのは、①目的規定、②実施機関の拡大、③個人情報ファイル簿の作成と公表、④収集制限、⑤センシティブ情報の収集制限、⑥適切な管理、⑦正確性、⑧委託業者、⑨収集目的の変更、⑩目的外利用、第三者への提供、⑪オンライン結合、⑫開示請求者の範囲、⑬不開示事由、⑭裁量的開示、⑮訂正請求権、⑯利用中止等請求権、⑰事業者の責務、⑱研修制度、⑲罰則及び⑳大量請求である。これらの中からいくつかを取り上げ、そこに述べられた審査会の意見から長野県における個人情報保護条例改正の方向を見てみよう。

①目的規定 個人情報保護に関して個人の権利を明確に位置づけるべきであるという立場をとる。その関連で「自己情報コントロール権」の明記の可否について検討がなされているところである。

②実施機関の拡大 県議会、県公安委員会、県警察本部長を実施機関に加える方向にある。

⑤センシティブ情報の収集制限 現行条例6条3項に設けられているセンシティブ情報の収集制限の規定は維持すべきであるとの立場をとる。

⑥適切な管理 適切な管理と正確性を同一の条文で規定する現行条例7条は、改正して両者を別個に規定すべきである。また現行の努力義務規定から義務規定への改正が必要であるとする。

⑨収集目的の変更 個人情報保護の観点からは、例外的な場合として、目的外利用の手続きをとるか、改めて本人から収集するようにすべきであるとする厳格な立場をとる。

⑪オンライン結合 オンライン結合は原則禁止の立場をとる。例外的に認める場合には、その必要性の判断とともに、個人情報保護のレベルの実態が実施機関と同等であることが条件とされるべきであるとする。さらに、手続的統制の観点から、オンライン結合の必要性等の判断に当たっては、審査会の意見を必ず事前に聴く制度にすべきであるとする。

⑭裁量的開示 行政機関個人情報保護法にも定められる裁量的開示については、基本的には個別事情を配慮して裁量的に開示することは個人の権利利益を保護する仕組みとして有益であるとする。

⑮訂正請求権 現行条例18条1項における訂正請求権について、開示請求以外の方法で訂正すべき個人情報の存在を知ったときには訂正請求を認めて何ら問題はなく、個人情報の正確性の保持の観点からも、こうした場合の訂正請求権を認めるべきとする。

⑯利用中止等請求権 現行条例21条で利用中止等について「申出」としている規定を、請求権として明確に位置づけるべきであるとする。また、利用中止の請求時に、当該又は関係する個人情報の取扱いを仮に停止することも検討すべきであるとする。

⑰罰則 守秘義務違反として審査会委員に対して罰則を規定する現行条例を、実施機関の職員の違法行為についても罰則規定を設けるべきであるとする。

これらの項目を概観すると、概ね総務省政策統括官通知にあった改正の留意点に示された改正の方向に沿ったものであると思われる。ただし、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法成立以前から、訂正請求権を権利として位置づけや、「申出」ではあれ利用中止等の規定が置かれるなど、長野県個人情報保護条例においてすでに規定されていたものもあり、情報公開同様地方公共団体の先進性が看取できるのではないだろうか。

オンライン結合については、審査会における慎重な姿勢が窺えるものとなっている。

他の地方公共団体における条例改正の動向等も併せて検討を加え、より良い条例の改正が望まれるところである¹⁴⁾。

IV おわりに

本稿の最初で触れた「個人情報に関する世論調査¹⁵⁾」では、「地方公共団体が取り組むべき個人情報保護対策」として、「地方公共団体が自ら取り扱う個人情報を保護するための条例や規則を整備する」を挙げた者の割合が52.1%と最も高く、以下、「個人情報の取扱いに関する職員への研修や指導監督を強化する」(47.6%)、「住民のための個人情報保護に関する相談のための機関・施設を充実する」(43.1%)、「コンピュータへのアクセス制限を設けるなど安全保護措置を強化する」(42.7%)などの順となっている。(複数回答、上位4項目)。

その点で、今回の情報公開条例の改正へ向けた動きは、住民の不安を解消するための一助となり得よう。ただし、情報を取り扱うのは職員という人間であることを考えると、長野県の中間報告においても検討がなされているように、職員研修の重要性を認識することが必要であると思われる¹⁶⁾。

注

- 1) 平成16年1月16日付け信濃毎日新聞。
- 2) 内閣府大臣官房政府広報室「個人情報に関する世論調査」平成15年9月調査
<http://www8.cao.go.jp/survey/h15/h15-kojinjouho/index.html>
- 3) 個人情報保護法の性格については、宇賀克也『解説個人情報の保護に関する法律』(第一法規、平成15年)17~20頁、藤原静雄『逐条個人情報保護法』(弘文堂、平成15年)11~20頁、岡村久道『個人情報保護法入門』(商事法務、平成15年)1~13頁、個人情報保護基本法制研究会編『Q & A個人情報保護法』(有斐閣、平成15年)10,11頁参照。
- 4) 有用性については、藤原・前掲注3)11頁、岡村・前掲注3)79~81頁参照。
- 5) 藤原・前掲注3)62頁。
- 6) 小川登美夫「地方公共団体の個人情報保護」法学教室250号27頁参照。
- 7) 藤原・前掲注3) 61頁。
- 8) この規定が設けられた趣旨は、「多種多様な事業分野の中には、民間事業者（個人情報取扱事業者）に対する許認可や監督の権限が、都道府県知事など自治体の長などの事務とされ、国の機関よりも、自治体の長の方がその活動内容をきちんと把握している場合がある。本条は、そのような場合に、政令で、自治体の長が、個人情報保護法に規定する民間事業者などに対する主務大臣の権限に属する事務を行うことができるようにしたのである。」藤原・前掲注3) 147頁。
- 9) 藤原・前掲注3) 155~182頁、横山均「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の仕組み」地方自治667号50頁以下、同「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の概要」

ジュリスト1253号33頁以下参照。

- 10) <http://www.pref.nagano.jp/syakai/fukusi/osirase/bousai2.htm>

「障害者等防災・避難マニュアル策定指針」

「第3章 災害に備えた事前対策 I 対象者の状況把握

2 把握の際の留意事項

(1) 個人情報への配慮

これらの情報の中には、個人のプライバシーに関わる内容が含まれているため、収集にあたっては情報が外部に漏れることがないよう個人情報の保護に配慮する必要があります。

情報を集約する責任部局においては、様式の統一化、更新・開示のルール化を図るなど情報収集・管理体制を明確にします。

また、災害時に必要な機関に必要な情報を提供できるよう、あらかじめ障害者等又は家族の理解と同意を得ておきます。その際は、相手に適したコミュニケーション方法により、十分な理解が得られるよう配慮する必要があります。

3 情報の管理

収集した情報については、災害時に一目で要援護者の所在が把握できるよう、パソコン等を用いて一元的、かつ効率的（例：地域別、障害別、支援優先度別）に管理するとともに、定期的に調査を行い、常に新しい情報を管理しておく必要がありまた、各種の災害を想定し、控え（例：データのバックアップ及び紙情報による控えなど複数手段）を作成する等保管体制を確立しておきます。

なお、収集した情報は市町村が管理しますが、一定の情報について防災関係機関・団体が共有することも望ましいと考えられます。その際は、個人のプライバシー保護の観点から、共有する機関・団体については、県・市町村職員、警察・消防署職員、民生委員・児童委員等、法律上守秘義務のある者に限る等、その取扱いには十分注意しなければなりません。

4 災害時における個人情報の開示方法についての留意事項

災害時には、市町村や民生委員・児童委員の他、ボランティアグループ等の支援も欠かせないため、これら支援者に対して個人情報を開示することが要求される場合もでてきます。

このような場合を想定して次のような点に留意します。

- ・障害者等又はその家族にあらかじめ了解をとっておきます。
- ・開示内容はあらかじめ定めておきます
- ・開示内容は「住所」「氏名」「配慮を要する事項」等必要最小限の内容とします。
- ・どのような団体等にどのような方法で開示するのかを定めておきます。
- ・災害発生時に限る等、情報開示の時期を定めておきます。」

- 11) 平成15年6月16日総行情第91号

http://www.soumu.go.jp/c-gyousei/daityo/pdf/030710_1_9.pdf

- 12) <http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoujou/kojin/iken.htm>

- 13) <http://www.pref.nagano.jp/soumu/gyoujou/kojin/sinsakai/20040227chukan.pdf>

- 14) 改正の一般的な視座を与えるものとして、宇賀克也「個人情報保護条例改正の論点」晨18巻11号22頁以下、野村武司「自治体個人情報保護条例の動態と『基本法制』」ジュリスト1190号93頁以下、小川・前掲注6) 26頁以下、島田茂「個人情報を保護する自治体の体制整備」ガバナンス28号22頁以下、二関辰郎「個人情報保護の今後の方向と課題」ジュリスト1253号47頁以下参照。

- 15) 内閣府大臣官房政府広報室・前掲注2)。

- 16) 座談会「個人情報保護法の立法過程を振り返って」ジュリスト1253号23頁（宇賀克也、藤原静雄、藤井昭夫発言）。

なお本稿は、平成14年度松本大学総合経営学部学術研究助成費の成果の一部である。